

(成果の扱い)

第8条 本委員会の報告書は、委員会及び第2条の研究事業の連名により発信する。本委員会の検討を踏まえた論文等の発表にあたっては、調査研究に割いたエフォート等の事情を踏まえ、必要な調整を行うものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、令和6年6月18日より施行する。